

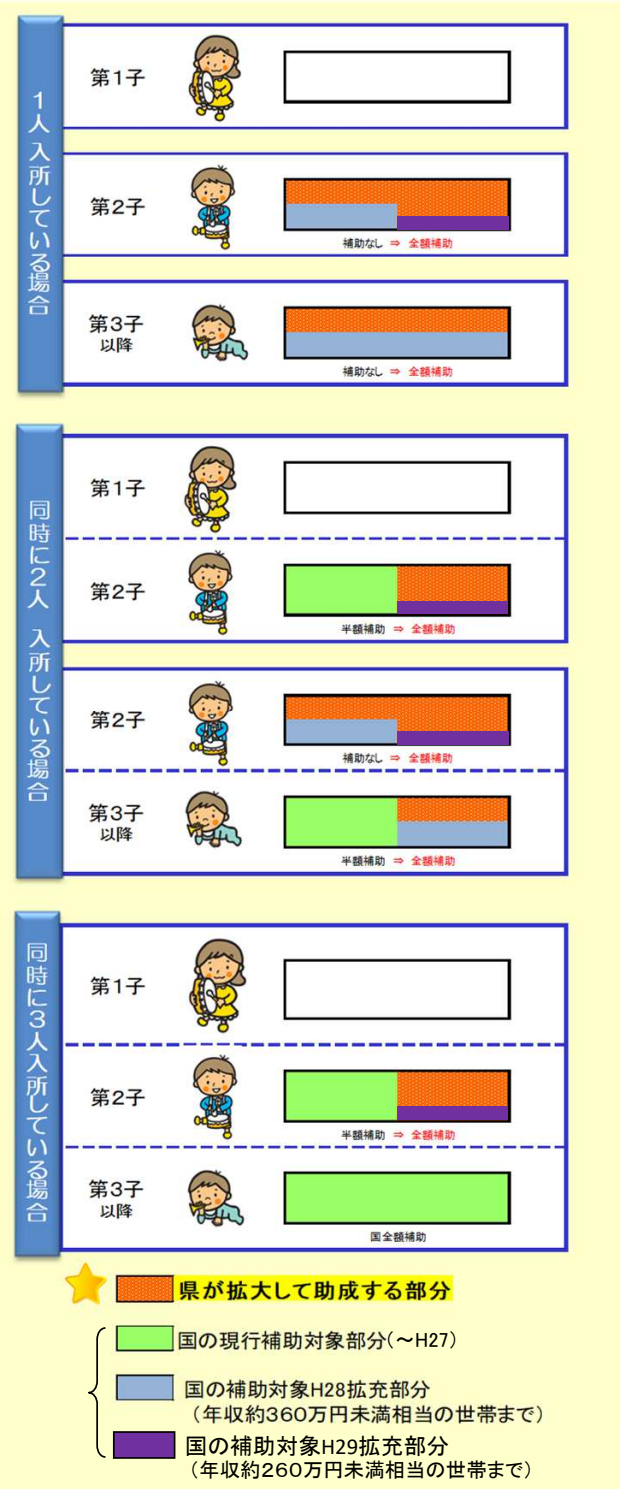
平成28年4月より『やまなし子育て応援事業』を始めました！

内容
 山梨県では、**第2子以降の保育料**について、3歳の誕生日以後の最初の3月31日まで**無料化**することでみなさまの子育てを応援します！

- 対象児童**
- ① 0・1・2歳児のうち、保育が必要な3号認定の子ども（認定は市町村）
 - ② 世帯の第2子以降の子ども（生計を同一にする第1子がいること）
 - ③ 世帯の市町村民税所得割課税額が169,000円未満であること。（国基準の第5階層までの世帯で、世帯の年収約640万円相当）



制度についてのお問い合わせはこちらをお願いします
 山梨県子育て・次世代サポート課（保育施設・幼稚園担当）
 TEL 055-223-1458



上の図のオレンジ色の部分を助成することにより結果として無料化となります。

年齢	生計を同一にする世帯の第1子の例		第2子以降
	たとえば	要件	
18歳	<ul style="list-style-type: none"> 仕送りをもって別世帯で暮らす大学生 親と一緒に暮らしている会社員 同居する浪人生でも第1子となります。 	支給認定保護者と生計が同一の子や孫等であれば、年齢に関わらず、対象となります。 ※保護者が監護していた子どもが成長し、19歳以上になった場合も含まれます。	
5歳			第2子以降の0,1,2歳は保育料無料
4歳			
3歳			
2歳			
1歳			
0歳			

生計を同一にするってどういうこと？

- ① 一緒に生活している（同じ家に住んでいて、生活費がiggio）
- ② 別々に住んでいるけれど、生活費を仕送りしている
- ③ 入院しているけど、療養費を払っている

支給認定保護者に監護される者ってどんな人？

- ・支給認定保護者（「子ども・子育て支援新制度」で市町村から認定を受けた保護者のこと）が現に監督し保護する未成年

保育料徴収についての詳しい御案内は、市町村の保育担当課にお問合せ下さい。

